

令和元年度 教育委員会の事務の点検・評価報告書 (平成30年度事務事業対象)

I 教育委員会の事務事業の点検・評価の概要について	
1 事務事業評価とは	P 1
2 指宿市教育委員会における事務事業評価制度	P 1
3 評価対象事務事業について	P 4
II 事務事業の点検・評価の内容及び結果について	
1 評価の観点	P 5
2 観点別評価	P 5
3 評価の結果	P 5
III 外部評価委員の意見・提言及び対応策	
【学校教育課】子どものサポート体制整備事業	P 6
【スポーツ振興課】国体指宿市開催競技の普及・啓発	P 8
【指宿商業高等学校】教育振興費事業	P 10
参考資料	
○ 指宿市教育委員会外部評価委員会設置要綱	P 12
○ 令和元年度指宿市教育委員会外部評価委員会委員	P 13

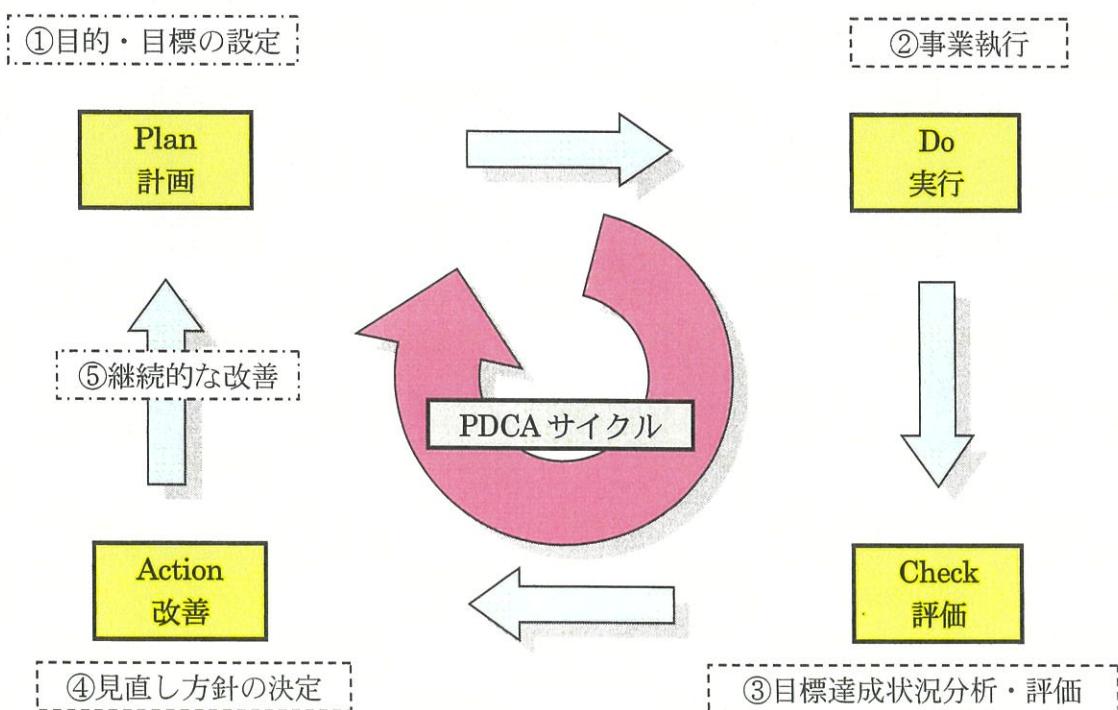
令和2年1月
指宿市教育委員会

I 教育委員会の事務事業の点検・評価の概要について

1 事務事業評価とは

事務事業評価は、事業を実施している所管課が事務事業の現状を把握し認識した上で、目的を達成するために解決すべき課題を発見し、具体的な改善につなげていく取り組みです。

その目的は、これまで政策・施策・事務事業について「計画をし、予算を確保し、事業を執行する」ことで終わり、「執行した結果を評価し、次の計画に反映させる」ことがおろそかになりがちであった行政のサイクルに、評価を導入し、PDCA（Plan 計画 → Do 実行 → Check 点検・評価 → Action 改善）という経営のマネジメントサイクルを確立することにより、事業所管課が事業の成果を組織的、定期的及び客観的に見直し、データに基づく改革・改善を行いやすくするものです。



2 指宿市教育委員会における事務事業評価制度

(1) 制度導入の経緯

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正により、平成 20 年 4 月から、全ての教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出とともに、公表することとされました。

また、厳しい財政状況にある本市においては、限られた財源の中で既存事業の徹底した見直しによる事業の改善を行っていかなければならないことから、指宿市教育委員会としても平成 21 年度から事務事業評価制度を導入しております。

(2) 導入の目的

事務事業評価に関する一連の情報を分かりやすい形で市民に公表することにより、次の事項の実現を図ります。

- ① 市民に対する行政の説明責任（アカウンタビリティ）の徹底
事業の評価結果を市民に公表することにより、行政の透明性を高め、説明責任の向上を図ります。
- ② 効率的で質の高い行政の実現
教育行政方針、計画及び予算に基づいて事業を実施するだけではなく、評価・検証し、改善を行うことによって事業の効果を高める、いわゆるマネジメントサイクル（Plan 計画 → Do 実行 → Check 点検・評価 → Action 改善）を確立し、限られた財源や人員を有効に活用します。
- ③ 成果重視の行政の実現
成果重視を基本に、事業を妥当性、効率性及び有効性などの視点から評価を行い、効率的な行政運営を進めます。

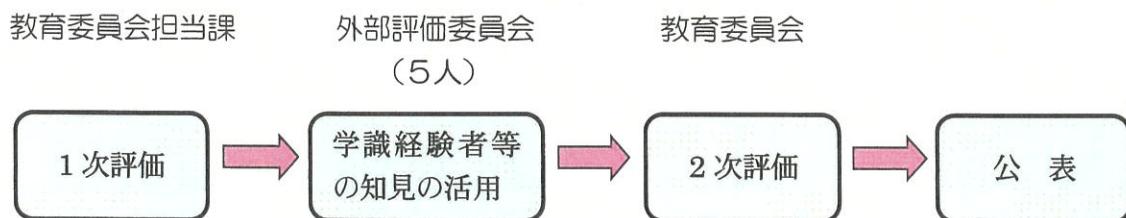
(3) 評価対象事務事業

指宿市総合振興計画及びそれに基づいた指宿市教育行政施策事業で、前年度から引き続き実施している事業について、事後評価します。

(4) 評価のプロセス

事務事業の担当課が自己評価する1次評価と教育委員会全体として総合的に評価する2次評価の2段階で実施します。

また、評価の客観性を確保するため、外部評価委員会（学識経験者等）による評価を実施します。



(5) 点検・評価のスケジュール

- | | |
|-----------|--|
| 令和 元 年 6月 | ・点検・評価の対象事業の選定（選出） |
| 7月 | ・事務事業評価シートの作成
・1次評価の実施（教育委員会事務局） |
| 9月 | ・第1回外部評価委員会（制度説明、事業説明）
・外部評価委員からの意見・提言
・評価委員の意見等への対応 |
| 11月 | ・第2回外部評価委員会（評価委員の意見聴取） |
| 12月 | ・教育委員への説明
・2次評価の実施（教育委員会） |
| 1月 | ・議会へ報告書提出
・評価結果の公表（市ホームページ等） |

(6) 推進体制及び役割

① 1次評価者

評価者は事務事業の担当課長とします。事務事業の量や内容などの把握及び分析結果を踏まえ、妥当性、効率性、有効性について、担当者と充分な議論を行い、問題・課題等を整理しながら評価を行います。

② 2次評価者

評価者は教育委員会とします。2次評価については、1次評価者から当該事務事業に係る問題点や外部評価委員の意見等への対応の説明を受けて、教育委員会として適切な評価を行い、翌年度の事業の方向性を整理します。

③ 事務事業の担当課長

1次、2次の評価を受けて、顕在化した課題に対しての改善策を実践します。

④ 教育総務課

事務局として制度の周知や評価の取りまとめ、制度運用の全体調整を行います。

(7) 評価方法

事務事業の執行結果について、活動指標、成果指標、事業コストを用いて「妥当性」、「効率性」及び「有効性」などの観点から評価を行い、今後の事務事業の展開方向を判断します。

【観点別評価の考え方】

観 点	チェック項目
妥 当 性	<ul style="list-style-type: none">・市民ニーズ・社会情勢に照らして妥当か。(ニーズの度合)・上位施策を達成するために必要な事務事業か、現状や成果から考えて、対象と意図は妥当か。(目的妥当性の度合)・市が関与しなければならない事務事業か。(公共性・公益性の度合)
効 率 性	<ul style="list-style-type: none">・投入したコスト(事業費・人件費)に見合った効果が得られているか。(費用対効果の度合)・効率的な方法で事務事業を実施しているか。(同じ経費でもっと効率的な方法はないか。)・活動量に対してコストの削減余地がないか。(コストを下げる工夫はなされているか。)
有 効 性	<ul style="list-style-type: none">・事務事業の活動量に見合った充分な成果が出ているか。(上位施策に対する貢献度はどの程度か。)・成果指標値から見て、目標の達成度具合はどの程度か。(達成度合)・目的を達成するための手段(実施方法)は有効か。(手段の有効度合)

(8) 評価結果の活用

評価の結果を基に、当該年度以降における事務事業の実施にあたっては、改善行動をとり、新規事業の企画や事業の統廃合を含めた見直しを行います。

翌年度予算や組織編成等において、評価結果を踏まえた的確な対応に努めます。

3 評価対象事務事業について

番号	課名	事業名
1	学校教育課	子どものサポート体制整備事業
2	スポーツ振興課	国体指宿市開催競技の普及・啓発
3	指宿商業高等学校	教育振興費事業

事務事業の点検・評価の内容及び結果

1 評価の観点

事務事業の点検・評価は事業の妥当性（市民ニーズ、公共性・公益性）、効率性（費用対効果、コスト削減）、有効性（貢献度、目標の達成度）の観点で行いました。

2 観点別評価

事業名	妥当性	効率性	有効性
① 子どものサポート体制整備事業	妥当	妥当	妥当
② 国体指宿市開催競技の普及・啓発	妥当	見直し必要	妥当
③ 教育振興費事業	妥当	妥当	妥当

3 評価の結果

事業名	評価（まとめ、課題等）
① 子どものサポート体制整備事業	<p>学校の教育的ニーズに的確に対応するためスクールソーシャルワーカーを常勤として雇用し、人材育成にも力を入れていくことで、学校、家庭、関係機関等の連携をさらに密にし、不登校だけでなく虐待を含む様々な問題を抱えた児童生徒の支援と問題解決に取り組む。</p> <p>【次年度の事業計画】</p> <p>スクールソーシャルワーカーの雇用を、市内全ての小・中学校に対して、週5日対応できるように常勤とし、学校、家庭、関係機関等との連携を更に密にしながら、組織的な対応を行っていく。</p>
② 国体指宿市開催競技の普及・啓発	<p>本市開催競技の情報発信については、国体・スポーツコンベンション推進室と連携を図りながら、広報紙をはじめ、学校や市の取り組みのなかで競技の魅力を発信できるよう、更に検討していく。</p> <p>女子ソフトボールについては、体験教室参加者である小学生の競技レベルが高く、継続して活動する意思が強いので、部活動として活動できるよう、市ソフトボール協会と連携しながら、中学校へ働きかけるとともに、指宿商業高校の部活と連携した活動についても検討していく。</p> <p>バドミントンについては、市体育協会に委託している体験教室やいぶすきスポーツクラブが実施する体験教室を、引き続き実施することで普及を図っていく。</p> <p>【次年度の事業計画】</p> <p>市体育協会に委託しているソフトボールとバドミントンの体験教室については、継続して実施する。</p> <p>また、スポーツ・文化振興基金を活用し講師を招聘した講習会等についても、本年度に引き続き実施することを検討したい。</p>
③ 教育振興費事業	<p>令和5年3月31日以降も事業を継続し、女子ソフトテニス部以外の競技への事業導入を検討することで、部活の競技力向上や学校活性化に繋げる。補助額については、近隣校の寮費・下宿費の情報収集に努め、定期的に見直しを図る。</p> <p>また、指導者についても、計画的な人事異動要望を行うなど後継者育成に努めたい。</p> <p>【次年度の事業計画】</p> <p>かごしま国体出場を目指し、女子ソフトテニス部に新一年生10名程度が入部予定である。うち7名は通学が困難な地域からの入学であることから、この事業を有効に活用することで、競技力向上や学校活性化に繋げたい。</p>

令和元年度 外部評価委員の意見・提言及び対応策

学校教育課 No.1

事務事業名 【担当課】	意見・提言等の内容	対応等
子どものサポート体制整備事業 【学校教育課】	<p>本事業は平成17年からの継続事業であるが、「不登校や家庭的環境による長期欠席、虐待の疑い等による問題を抱えた児童生徒、保護者及び教職員への対応と支援」は、さらに充実させる必要性を強く感じます。</p> <p>「些細なことにキレて暴れる子どもたち」「忘れ物が多い子どもたち」「ゲーム漬けで生活リズムが乱れた子どもたち」「虐待されている子どもたち」「両親同士の暴力や暴言を見たり聞かされ続けている子どもたち」などなど、心が痛む報告が多くあります。<u>①こういう家庭は子どもを育てる環境としては正常でなく、子どもたちにとって家庭が安らぎの場になっていない</u>ですし、<u>子どもたちの悩みや苦しみを保護者が聞いてあげる状況でもありません</u>。学校現場では当然、「子どもの気持ちに寄り添つて」「<u>共感的に受け止めて</u>」の対応をしようとするのですが、それで解決するレベルでない状況もあります。このような状況を少しでも改善していくためには、スクールソーシャルワーカーの存在は非常に重要であり、人員の増加は必須だと考えますので、<u>②スクールソーシャルワーカーの処遇改善も含め充実した取組をよろしくお願いします。</u></p>	<p>①家庭環境に問題がある場合の対応について 学校では、日々児童生徒の様子を見守りながら、どんなに困難な状況であっても家庭との連携を図る支援を継続させています。その中で、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、教育相談員等を活用することによって福祉課や児童相談所等の行政機関とのスムーズな連携を図り、状況に応じてケース会議等を開催して学校だけでは対応が困難な場合も組織的にかかわることで、児童生徒に寄り添った支援を行っております。</p> <p>②スクールソーシャルワーカーの処遇改善案及び取組の充実案について 文部科学省もスクールソーシャルワーカーの役割を明確化しており、全国的にも福岡市のように1校1人のスクールソーシャルワーカーを配置しているところもあります。本市においても、将来的にはより多くのスクールソーシャルワーカーが配置できることが理想的であると考えています。そのため県が開催する研修会等を積極的に活用して人材確保と人材育成に努めてまいります。 現在雇用しているスクールソーシャルワーカーは、非常に能力が高く、1日3時間×203日の条件で小学校12校、中学校5校の全てを2人で分担して対応しております。この2人が対応する事案は、内容が複雑で長期にわたることが多く、誰でも代わりができる仕事ではありません。今後も充実した活動を継続させるため雇用の在り方について検討してまいります。</p>
	<p>社会の変化に伴い、生活の仕方も考え方も変化してきました。これまでの常識の範囲と思われたことも、常識ではなくなってきています。子どもたちの育ちの姿も、これまでの経験だけでは予測不能の時代です。そんな時に拠り所となったり、一緒に解決の糸口を探ろうと取り組んでくれる、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの存在は、どんなに心強いかと思います。特に、<u>③子ども・家庭・地域・学校・その他の関係機関や専門機関と連携、調整を図りながら、専門的に取り組もうとするスクールソーシャルワーカーはとても重要です。</u> <u>②できれば、常勤のスクールソーシャルワーカーがいて、そこを中心にネットワークができると、もっといいと思います。子どもは、どんどん成長変化しているので、一日も早い対応が求められていると思います。</u> <u>さらに、常勤のスクールソーシャルワーカーは、専門職としての給与の格付けもお願いしたい。</u></p>	<p>③スクールソーシャルワーカーと関係機関との連携について スクールソーシャルワーカーと学校は、様々な事案を情報共有し、児童生徒や保護者への相談や家庭訪問等を一緒になって行っております。その中で、学校だけでは対応が難しい部分を地域福祉課や児童相談所、保健所、警察等の関係機関とつないで、組織的な支援体制の構築を図っておりますが、さらに児童生徒に寄り添った温かい支援を行うためケース会議等の調整を積極的に行ってまいります。</p>

※意見・提言等の本文中の番号及びアンダーラインは、対応等の項目として整理しています。

令和元年度 外部評価委員の意見・提言及び対応策

学校教育課 No.2

事務事業名 【担当課】	意見・提言等の内容	対応等
子どものサポート体制整備事業 【学校教育課】	<p>この事業費では全く十分でない中で、スクールソーシャルワーカー、教育相談員の方々は活動しているようです。子どもたちの事例は一様ではないはずですので、指標に出てくる活動時間や対応人数以外の数値に表れない、目に見えない部分での負担も多く、大変な労力であろうと推察できます。<u>③そこをカバー、サポートするのが担当部署の職員の役目だと思いますので、全てをまかせつづきりにすることがないようにしていただきたいと思います。</u></p> <p>今、一番難しくて、大切な問題のひとつで、間違いなく必要な事業だと思います。多分、この問題はなくなることがないのかもしれませんと思えば、<u>②この事業を更に充実させ、永続的に月額臨時職員で良しとするのではなく、市全体の問題として取り組むべきもので、この事業の先、この事業を足掛かりに、将来的に市の業務として保健師、土木技士などと同じように、資格を持ったソーシャルワーカー2名くらいは、職員として採用できるようになればと願います。</u></p> <p>色々な問題を少しずつでもクリアしていく、子どもたちのサポートが充実していかなければと思います。</p> <p>子どものサポート体制整備事業は、現状予算の中で子どもたちのために頑張っていただいていると思います。<u>②これからも指導者（スクールソーシャルワーカー・教育相談員・スクールカウンセラー）の方々の働きやすい環境（予算・雇用時間）を整備していただきたい。</u></p> <p><u>④相談件数が示されているが、相談内容の分析等をお願いしたい。</u></p> <p>支援を必要とする児童生徒は増加傾向にあるとありますが、予防対策として次のようなこともお願いしたい。</p> <p><u>③関係機関との連携で、人権擁護委員等として連携して人権教室の開催を各学校に呼び掛けほしい。</u></p> <p><u>⑤家庭環境の問題として、保護者へ問題提起の必要も感じられます。PTA総会、授業参観等保護者の集まる機会を利用して、虐待、家庭内暴力等を考える勉強会の開催等をお願いしたい。</u></p> <p>スクールソーシャルワーカーの重要性が増す中、1日3時間という活動制約があり、面談や夜間の家庭訪問、移動に時間が必要な上、相談件数も増加の傾向があると思います。よって、<u>②時間制約をなくし、フルタイムで活動することが望ましく、また、人員も2名では不足しているように感じますので、指宿地区に2名、山川・開聞地区に2名の配置が良いと思います。</u>教育行政は財源を厚くし、将来への投資をしなければなりません。</p>	<p>④相談内容の分析について</p> <p>相談件数に関しましては、延べ件数になっており、一人の児童生徒が家庭や友人関係の悩みを毎日のように相談にきて、スッキリして帰っていくケースや虐待等で関係機関が連携して対応していくケース等多岐にわたっております。平成30年度のスクールソーシャルワーカーが対応した内容に関しましては、いじめに関する相談（約3%）、不登校に関する相談（約23%）、友人関係に関する相談（約29%）、教職員との関係をめぐる相談（約21%）、家庭に関する相談（約24%）となっております。虐待に関する相談は、児童生徒から出でることがほとんどなく学校が気づいて対応することが多くなっております。今後は、スクールソーシャルワーカーの活動をさらに充実させていくことで、積極的に児童生徒に寄り添った相談活動に努めてまいります。</p> <p>⑤保護者を対象とした勉強会の開催について</p> <p>学校がPTA総会や学年・学級PTA、家庭教育学級等で家庭環境や家庭教育の重要性について啓発活動を進めてまいります。勉強会等の開催については、社会教育課をはじめ関係機関等と連携しながら進めていくように学校に指導してまいります。その際、スクールソーシャルワーカー等を活用してスクールソーシャルワーカーとしての経験を通した講話等ができるようにするよう検討してまいります。</p>

※意見・提言等の本文中の番号及びアンダーラインは、対応等の項目として整理しています。

令和元年度 外部評価委員の意見・提言及び対応策

スポーツ振興課 No.1

事務事業名 【担当課】	意見・提言等の内容	対応等
国体指宿市開催競技の普及・啓発 【スポーツ振興課】	<p>現状の報告を聞かせていただくと、①事業の目的である「競技の普及・振興並びに国体に向けた機運の醸成を図る」について、市民の印象としても、その成果は十分果たされていないと感じました。本市での国体開催競技について十分理解してもらい、市を挙げて歓迎ムードを盛り上げていくためにも、競技の魅力や楽しみ方等を含めて、今一度、戦略的な情報発信を考えただければと思います。</p> <p>東京オリンピックや鹿児島国体で、一時的にバドミントン、女子ソフトボールの盛り上がりはあるとは思いますが、②大会後も整備された各会場が市民スポーツの拠点場所として継続利用されるよう、予算的措置の拡充も含めて事業をさらに推進していくください。</p>	<p>①国体指宿市開催競技の戦略的な情報発信について 本市開催競技の各種教室については、広報紙(H30.5月お知らせ版、令和元年6月通常版)を活用し周知を図りました。</p> <p>バドミントン競技につきましては、スポーツ・文化振興基金を活用して、本年6月23日(日)にオリンピック経験者を招聘し、講演や講習会を実施しましたが、この事業につきましては、地区回覧板(6月10日)、市ホームページ(6月4日~)、及び市内の学校(6月4日)への周知依頼を行いました。</p> <p>ソフトボール競技につきましては、スポーツ・文化振興基金を活用して、本年12月1日に本市池田地区出身の永吉慎一氏(豊田自動織機女子ソフトボール部監督)を招聘し、ソフトボール競技のイベント(ソフトボールクリニック)を開催いたしますが、ソフトボール協会やスポーツ少年団及び学校へ周知を図ってまいります。</p> <p>②国体終了後の整備施設の活用促進策について 国体開催に向け、各競技が開催される指宿総合体育館、開聞総合グラウンドの施設整備については、大会運営に支障のないよう中央競技団体の視察を受け、両施設の指摘事項を示していただきました。</p> <p>この指摘事項に基づき、指宿総合体育館は施設の全面的大規模改修工事を実施し、開聞総合グラウンドについては、表層土を入れ替えたほか、防球ネット等の周辺設備の改修を行ったところです。</p> <p>国体終了後の施設の活用対策については、施設がリニューアルしたこと、以前に比べ市民が快適に利用することができ、大会や合宿誘致にも繋がり、施設の利用促進が図られることが予想されることから、国体・スポーツコンベンション推進室と連携を深め、施設の活用促進が図られるように努めてまいります。</p>
	<p>①国体に向けて、こんな事業があつたと初めて知りました。(申し訳ありません)がしかし、私の職場の人も、そして女子ソフトに入部している親も、趣旨はよくご存知ないということは、やはりPR不足があったのではないかでしょうか。ソフトボールは、社会人の大会もありましたが、あまり盛り上がりが感じられませんでした。広報紙は済んだことだけでなく、過去の映像を引用したりして、これからのお催し物を、もう少し大々的にお知らせたほうがよかったです?と思いました。上手にPRをお願いします。</p> <p>バドミントンは好調とのこと。ソフトと違い、最低2名でもできる、つまり少人数ができるのですから、とにかく2人でやっていれば仲間が増えています。③④高齢化が急速に進み、元気な退職者が増えていくと思います。元気で長生きしてもらうためにも、バドミントンの普及を働きかけていきたいですね。</p> <p>ゲートボールは現在、楽しんでいる人が多いのではないかと思うし、現状からみても止めるほうが懸念です。</p>	<p>③バドミントン競技における今後の普及啓発策について バドミントン競技の普及啓発については、バドミントン協会による毎月定期的に行うバドミントン教室に加え、スポーツ・文化振興基金を活用して、本年6月23日(日)にオリンピック経験者を招聘し、講演や講習会を実施しました。</p> <p>今後も、市バドミントン協会と連携しながら、普及啓発について検討してまいります。</p> <p>④高齢者へのバドミントン競技普及策について バドミントン教室については、市バドミントン協会が月1回実施しているもの外、いぶすきスポーツクラブが月2回実施しているものがあります。</p> <p>両教室ともに初心者を対象にしていることから、より多くの市民(高齢者)がバドミントンを始めるきっかけとなるよう、広報紙と併せて、ホームページ等の媒体と活用して周知を図ってまいりたいと考えております。</p> <p>なお、バドミントン協会主催の大会等も指宿総合体育館や開聞総合体育館で2か月に1回程度開催されており、一般の方も参加できますので、併せて周知を図ってまいりたいと考えております。</p>

※意見・提言等の本文中の番号及びアンダーラインは、対応等の項目として整理しています。

令和元年度 外部評価委員の意見・提言及び対応策

スポーツ振興課 No.2

事務事業名 【担当課】	意見・提言等の内容	対応等
国体指宿市開催競技の普及・啓発 【スポーツ振興課】	<p>事業のできる範囲内で、アイディアを出して啓発できればと思う。女子ソフトボールについては、目的である体験教室という点では、あまり要を成していない気もするが、今、少人数で頑張っている少年団の子どもたちが、今後も楽しく長くソフトボールを続けていけるような環境作りという観点からは有効だったと思う。</p> <p>県下のソフトボール部活動数が少ないのはチャンス。また、高校（指商）まで、この子どもたちが続けてくれるようになると、また将来が楽しみになる。そう考えると、⑤中学校での活動にかかっている気がする。ソフトボールを続けたい子どもたちが続けられるよう、今後の取組（一過性、体験ではなく、技術向上を目的とした教室）を期待したい。</p> <p>③バドミントンについては、今は全国的にバドミントンが注目を集めています。来年の国体は楽しみにされている方も増えていると思う。以前からすると、バドミントン人口も増えている様子で、指商の部活動も活発であるように思う。また、一般の方々の健康、仲間作りの場になるし、レベルが上の方々に教えてもらえることがない初心者にとっては、こういう機会があったら、とても嬉しいと思う。</p>	<p>⑤ソフトボール競技における今後の普及啓発策について</p> <p>ソフトボール競技の普及啓発につきましては、スポーツ・文化振興基金を活用して、本年12月1日に本市池田地区出身の永吉慎一氏（豊田自動織機女子ソフトボール部監督）を招聘し、ソフトボール競技のイベント（ソフトボールクリニック）を開催いたします。内容としましては、午前中に、基礎練習の方法、効果的な自主練習の方法、ポジションごとの指導を行い、午後から講師チームとソフトボールスポーツ少年団指導者連合のエキシビションマッチや学んだことの実践としてソフトボールスポーツ少年団の交流試合を行います。</p> <p>今後も、スポーツ少年団や市ソフトボール協会と連携しながら、中学校での部活の創設や普及啓発について検討してまいります。</p> <p>また、指宿商業高校ソフトボール部の生徒によるスポーツ少年団の指導などが図れないか要望してまいりたいと考えております。</p>
	<p>現在の指宿の現状として、児童生徒の減少する中、また、競技スポーツの偏っている中で、普及については大変なことだと思います。⑥女子ソフトボールは、この活動が続くよう指導者の育成にも力を入れて頑張っていただきたい。</p>	<p>⑥女子ソフトボール競技における指導者育成について</p> <p>現在実施している女子ソフトボール教室の指導者については、県民体育大会等に出場する本市の女子ソフトボールチームのメンバーです。</p> <p>現在、チーム内には20代・30代の選手もいることから、今後の指導者の育成についても協議を重ねてまいります。</p>
	<p>スポーツ教室の定期開催は良いと思いますが、①国体の啓発活動がいまいち市民に伝わっていないように思います。広報活動も含め、見直しが必要だと感じました。</p>	

※意見・提言等の本文中の番号及びアンダーラインは、対応等の項目として整理しています。

令和元年度 外部評価委員の意見・提言及び対応策

指宿商業高等学校 No.1

事務事業名 【担当課】	意見・提言等の内容	対応等
教育振興費事業 【指宿商業高等学校】	<p>部活動が活発になり、さらに結果が出ることで、学校全体が活性化していくことは間違いないので、この事業により指宿商業高校生が明るく元気であり続けることは、市民の皆さんのが望むところだと思います。①現状の報告によると、部活動の活性化による学校の活性化が確実に成果として出ていると感じました。したがって、本事業の継続は賛成であるとともに、可能な限り国体終了後も引き続き予算化されることをお願いしたいです。</p> <p>市外の生徒たちが多感な3年間を指宿市で過ごすことで、指宿の魅力を肌で感じ、さらに指宿での青春の1ページが一生の財産になっていくのであれば、こんなに素晴らしいことはありません。特に関係した生徒たちは、指商生としての誇りを持ち、卒業後もいろんな形で関わっていってくれると思いますので、本事業のますますの充実と発展を期待します。</p>	<p>①事業継続についての考え方について 国体終了後も事業を継続することで、学校の活性化が図られ、生徒確保にも繋がることから、交付要綱の改正について検討してまいります。 補助額については、鹿児島市内や近隣校の寮費・下宿費補助の情報収集に努め、定期的に見直しを図ります。 現在の交付要綱は、国体に特化しているため強化指定の部活に限られているが、国体後にその条文を見直すことでバドミントン部やソフトボール部なども積極的に生徒を勧誘できることから、競技力向上や普及活動への一助になればと思っています。</p>
	<p>大いに進めてほしいですね。地元の学校の活躍は郷土の誇りです。少子化で高等学校の統廃合が進んでいます。勉学もスポーツも両立できる学校として、存続していってほしいものです。好きなことに懸命に取り組む若人の姿に、感動と元気がもらえます。①助成の額は物価変動、他の学校や他市町村とのバランスを考慮しながら、遜色のないものにしていただきたい。もっと付け加えるなら、②市内の中学生の高校選択の一助となるように、中学校との連携も図って、そのための情報収集も怠りなく取り組んでいただきたいと思います。</p>	<p>②市内中学校との情報交換について 本校では、女子ソフトテニス部や女子バレーボール部など多くの部活動が中学校と積極的に合同練習会を実施するなど交流を図っており、また、小・中学生大会へ派遣審判員として協力するなど関係性は良好です。 今後も交流を深め、結果、生徒確保に繋がればと思っています。</p>
	<p>強いイコール名が知られるに繋がり、高校の認知度、人気度も高まると思う。①ソフトテニスは伝統的なところもあるので、続けていってほしい事業だと思うが、更に拡大、その他にも国体指宿市開催競技であるソフトボールやバドミントンなどにも派生していけばもっといい。継続していってほしい。</p>	

※意見・提言等の本文中の番号及びアンダーラインは、対応等の項目として整理しています。

令和元年度 外部評価委員の意見・提言及び対応策

指宿商業高等学校 No.2

事務事業名 【担当課】	意見・提言等の内容	対応等
教育振興費事業 【指宿商業高等学校】	<p>指宿商業高校の活躍については、指宿市民が期待しているところです。①教育振興費事業は、部活動の活躍に必要なものと思いますので、国体開催に限らず継続の必要を感じます。③指導者の育成等もよろしくお願ひしたい。</p> <p>①④今後、教育振興事業の継続を期待するとともに、中・長期のプランとして、指宿市内に下宿ではなく寮を設置し、県内の子どもたちが指宿市に定着、定住を促す方向に活動をしてほしいと思います。</p>	<p>③指導者の育成について 指導者の育成については、教諭の異動等の事情もあり難しい課題ではあるところです。 現在の女子ソフトテニス部は、外部指導者に本校の臨時職員（ソフトテニス部OG）がサポートする体制で部活動を行っていますが、今後も地元に就職したOGに協力をいただいたり、指導経験のある教諭の異動を要望しながら後継者育成がでければと考えております。</p> <p>④指宿市への定住につながるような考えについて 将来的には統合された小・中学校跡地を再利用するなど寮整備について検討できればと考えているところですが、当面は下宿先（指宿市に住所異動）をお願いすることになると思います。 一方、少子化に伴い今後は生徒数が減少し続けるでしょうから、寮整備については学校内はもちろん保護者の意見を聴取するなど慎重に判断していきたいと思っております。 また、定住については就職先に関連するため、なかなか厳しいところではありますが、過去には卒業後も指宿市に就職した部活動の先輩もいますので、地元就職に向けた企業紹介ができればと考えています。</p>
		※意見・提言等の本文中の番号及びアンダーラインは、対応等の項目として整理しています。

指宿市教育委員会外部評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価を行うため、指宿市教育委員会外部評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、指宿市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が所管する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 教育機関関係者のうち、知見を有する者
- (2) 社会教育、社会体育及び芸術文化関係者のうち、知見を有する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から翌年の3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を掌理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年6月3日から施行する。

令和元年度 指宿市教育委員会外部評価委員会委員

委員名	所属等
中野 裕一	山川高等学校校長
堀口 なり子	社会教育委員、主任児童委員
吉村 美幸	スポーツ推進審議会委員
濱田 悟	元市職員、指宿市体育協会副会長、浜西地区自治公民館長
水流範明	市PTA連合会会長

※ 外部評価委員会設置の根拠法令（地方教育行政の組織及び運営に関する法律）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第3項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当っては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。